

文書等の開示に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県国際交流協会定款第52条及び知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱(平成11年岩手県告示第291号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、公益財団法人岩手県国際交流協会(以下「協会」という。)が保有する文書等の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施に関し開示申出者に通知する事項)

第2条 要綱第10第1項の実施団体が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 開示の実施に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

(第三者に通知する事項)

第3条 要綱第13第1項及び第2項の実施団体が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出
- (2) 意見書の提出期限

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 要綱第14第1項の実施団体が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 フレキシブルディスクに記録されている電磁的記録で、協会が保有する電子計算機その他の機器を用いて複製物を作成することができるもの	複製物の交付
2 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されている電磁的記録で、協会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
3 1及び2に掲げる以外の電磁的記録で、協会が保有する録音テープ又はビデオテープの再生用の機器を用いて視聴することができるもの	視聴

(開示を受ける者が申出をする事項)

第5条 要綱第14第2項の実施団体が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示を求める部分

2 要綱第5第1項に規定する開示申出書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、要綱第14第2項の規定による申出とみなす。

(費用負担の額)

第6条 要綱第18第1項の実施団体が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 要綱第18第2項の実施団体が定める開示の実施の方法ごとに実施団体が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき	10円（両面に複写した場合には、20円）
2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第6条関係）

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	フレキシブルディスクに複製した複製物	1式につき	複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき	10円（両面に複写した場合には、20円）
	2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

